

沖縄県高等学校等奨学のための給付金支給要綱

平成 26 年 7 月 1 日制定
平成 27 年 6 月 1 日改正
平成 28 年 6 月 1 日改正
平成 29 年 6 月 1 日改正
平成 30 年 6 月 1 日改正
令和元年 6 月 3 日改正
令和 2 年 5 月 14 日改正
令和 2 年 6 月 25 日改正
令和 3 年 2 月 10 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 3 日改正
令和 6 年 1 月 22 日改正
令和 6 年 2 月 27 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 5 月 22 日改正

(趣旨)

第 1 条 知事は、高等学校等に在学する低所得世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、沖縄県高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）（以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び高等学校等の専攻科（特別支援学校の専攻科を除く）（「以下「専攻科」という。）をいう。
- (2)「高校生等」とは次の一に該当する者をいう。
 - ① 法第 3 条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者。ただし、法第 5 条第 1 項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。
 - ② 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象となる者

- ③高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）（以下「専攻科支援金」という。）の支給対象となる者
 - ④国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）（以下「国立専攻科支援金」という。）の支給対象となる者
 - ⑤法第 3 条第 2 項第 3 号に該当する場合又は専攻科支援金交付要綱第 3 条第 1 項第 4 号若しくは国立専攻科支援金交付要綱第 3 条第 1 項第 4 号に該当しない場合において、第 10 条における家計急変世帯と認められる者
- (3)「保護者等」とは、法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等、専攻科支援金の交付要綱第 3 条第 1 項 4 号に定める者及び国立専攻科支援金の交付要綱第 3 条第 1 項 4 号に定める者をいう。
 - (4)「生活保護受給世帯」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯をいう。
 - (5)「所得割非課税世帯」とは、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。
 - (6)「認定基準日」とは、当該年度の 7 月 1 日（7 月 2 日以降に入学することが高等学校等の学則等に定められている場合は 11 月 1 日、11 月 2 日以降に入学することが高等学校等の学則等に定められている場合は 2 月 1 日）とする。ただし、別表 1 の世帯区分 4 に限り、災害等が発生した日が 7 月 2 日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月）の 1 日とする。

（支給対象者）

第 3 条 給付金の支給対象者は、認定基準日において、別表 1 に定める区分に属し、かつ、次の各号すべてに該当する高校生等の保護者等とする。

- (1) 保護者等が沖縄県内に住所を有する者
 - (2) 生活保護受給世帯又は所得割非課税世帯の者
- 2 前項の規定に関わらず、認定基準日において、専攻科に在籍する生徒等の保護者等のうち、次の各号に該当する世帯も対象とする。
- (1)保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等が 105,500 円未満の世帯
 - (2)保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養される子が 3 人以上の世帯

3 第1項の規定に関わらず、次の各号に該当する高校生等の保護者等は、その高校生等に係る給付金の支給を受けることができない。

- (1) 高等学校等を卒業し、又は修了した者（専攻科に在学している者を除く。）
 - (2) 平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者
 - (3) 認定基準日現在休学している者。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学し、休学の期間が短期間である場合はこの限りではない。
 - (4) 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者
 - (5) 履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のうち、認定基準日において、当該年度に履修する単位の登録を行っていない者
- 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、次の一に該当する場合は、給付金の支給を受けることができない。
- (1) 当該年度において、他の都道府県及び都道府県教育委員会から、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月文部科学大臣決定）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月文部科学大臣決定）に定められた給付金の支給等を受けている場合
 - (2) 第4条第2項及び第3項に定める支給回数の上限を超える者
 - (3) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の確認ができない場合
 - (4) 第7条第1項の規定により支給決定を取り消され、同条第2項の規定による返還の確認ができない場合

（給付金の支給額等）

第4条 給付金の支給額及び支給対象経費は、別表1に定めるところによる。

2 別表1の世帯区分1から3に係る給付金の支給は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）、高等学校専攻科に通う生徒は通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者は、追加で1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）支給を受けることができる。

3 別表1の世帯区分4に係る給付金の支給は、当該災害等につき1回に限

り、別表 1 の世帯区分 2 及び 3 の支給額に加算することができる。

（申請手続き）

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年知事が定める期日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式 1）
 - (2) 債権・債務者登録申出書
 - (3) 振込口座の写し（銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの）
 - (4) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 別表 1 の世帯区分 1 に係る高校生等の申請者は、前項第 4 号の書類に替えて、当該世帯の認定基準日における生活保護法の規定による高校生等生徒本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式 2）等を提出しなければならない。
- 3 別表 1 の世帯区分 4 に係る高校生等の申請者は、第 1 項の書類の他に、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損したことが分かる書類（罹災証明書等）、及び再度、制服の購入が必要であることが分かる書類（様式 4）を提出しなければならない。ただし、給付金が支給される年度において第 1 項、第 3 項及び第 6 項に規定する書類を既に提出していた場合は、これを省略することができる。
- 4 第 1 項第 4 号の書類は、高校生等が沖縄県内の高等学校等に在学し、法第 4 条又は法第 17 条に基づく高等学校等就学支援金の申請等で提出している当該年度の関係書類を利用することについて同意している場合は、これを省略することができる。
- 5 高校生等が沖縄県外の高等学校等に在学している場合は、第 1 項から第 4 項までの書類の他に、高等学校等在学証明書（様式 5）を提出しなければならない。
- 6 高校生等が専攻科に在籍している場合は、第 1 項から第 4 項までの書類の他に、個人対象要件証明書（様式 7）を提出しなければならない。

（支給の決定）

第 6 条 知事は、申請者から前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支給又は不支給について決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、第6条の規定による支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 給付金の支給を辞退したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき
- (3) 給付金の支給の目的に反して給付金を使用したとき

2 前項の規定により支給の決定を取り消された者は、既に給付金が支給されているときは、支給された給付金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前項の規定により給付金を返還する者は、給付金が支給された日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(給付金の代理受領等)

第8条 給付金の支給の決定を受ける保護者等は、高校生等が在学する高等学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保護者等が授業料以外に負担する教育費に充てること（以下「給付金の代理受領等」という。）を、委任状（様式6）により当該高等学校等の長に委任することができる。

(新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）について)

第9条 第3条に関わらず、新入生に対しては、申請日の属する年度の前年度の課税証明書等に基づき、4月～6月に相当する額を給付することができる。（別表1の世帯区分4に係る支給額を除く。）

2 前項により給付を受けた者の7月～翌年3月分にかかる給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4月～6月分相当額を差し引いた額とする。

(家計急変世帯への支援について)

第10条 家計急変による経済的理由から、所得割非課税世帯に相当すると認められる者について支給対象とする。

(提出先)

第11条 申請者は、この要綱に基づき知事に書類を提出する場合には、高校生等が在学する高等学校等に提出するものとする。ただし、第5条第6項の規定による申請者は、国公立の高等学校等に在学する場合には沖縄県教育庁教育支援課、私立の高等学校等に在学する場合は沖縄県総務部総務私学課に

提出するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年度予算から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、平成 27 年度予算から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、平成 28 年度予算から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年度予算から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 6 月 3 日から施行し、平成 31 年度予算（令和元年度）予算から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 14 日から施行し、令和 2 年度予算から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 25 日から施行し、令和 2 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 10 日から施行し、令和 2 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 22 日から施行し、令和 5 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 2 月 27 日から施行し、令和 5 年度予算から適用する。ただし、別表 1 の世帯区分 4 の加算に係る規定は、令和 6 年 1 月 1 日以降に発生した災害等による加算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度予算から適用する。

別表 1

世帯区分	支給額			支給対象経費
1 生活保護受給世帯 に扶養されている高 校生等	高等学校等に通う高校 生等 1 人当たり	国公立	32,300円	授業料以外の 教育に必要な 経費
		私立	52,600円	
2 所得割非課税世帯 に扶養されている高 校生等（1 の場合は 除く）	通信制以外の高等学校等 に通う高校生等 1 人 当たり	国公立	143,700円	
		私立	152,000円	
	通信制の高等学校等に通 う高校生等 1 人当 たり	国公立	50,500円	
		私立	52,100円	
	専攻科に通う高校生等1 人当たり	国公立	50,500円	
		私立	52,100円	
3 (1)所得割額*が 105,500円未満の 世帯（2 の場合は 除く） (2) 所得割額が 105,500円以上 264,500円未満 かつ扶養される子 が 3 人以上の世帯	専攻科に通う高校生等1 人当たり	国公立	10,100円	
		私立	10,420円	
4 着用を義務付けら れている制服が災害 等により喪失・毀損 し、再度、制服の購 入が必要な高校生等	高等学校等に通う高校 生等 1 人当たり	国公立	64,800円	
		私立	81,000円	

*…保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等